

第5回

(令和8年5月11日)

議 事 録

錦 町 農 業 委 員 会

錦町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和8年5月11日（月）午前9時30分から午前10時20分

2 開催場所 錦町役場 3階会議室

3 出席委員 10名

1番委員 柳瀬 真也・2番委員 古里 直樹・3番委員 水本 重利・4番委員 田浦 孝利・5番委員 立尾富美香・6番委員 坂口 雅子・7番委員 山崎 真一・8番委員 尾方 栄氏・9番委員 中村 竜郎・10番委員 尾方 安枝子

4 欠席委員

5 議事日程

1) 会期の決定

2) 議事録署名委員の指名

3) 議第16号案 農地法第3条の規定による許可申請について

議第17号案 農地法第5条の規定による許可申請について

議第18号案 農用地利用集積等促進計画について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について

追加 議第19号案 錦町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について

6 事務局職員

事務局長 山本直樹、農地係 津山拓郎

7 会議の概要

議長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。それでは、6番・7番委員にお願いします。

議長 諸事報告がありましたらお願いします。

町・議会への要望活動、農委協議会総会、JA女性部と女性ネットワーク意見交換会について報告

他に無いようですので、議第16号案農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第16号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）

議長 調査番号1番について3番委員から調査報告をします。

3番 （調査番号1）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手方の要望です。経営内容について報告します。家族2人、稼働力1人、経営面積68a、うち田が19aで自己保全管理です。畑が49aで栗と野菜を作られています。

3条調査項目により報告します。1番2番（通作距離）：1km、3分です。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（価格）：全部で15万円です。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：乗用草刈り機他。8番（借地農地の利用計画）：栗を植えられる予定です。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 次に調査番号2番について、4番委員から調査報告をお願いします。

4番 （調査番号2）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、贈与です。関係は兄妹になります。譲受人の経営内容について報告します。家族2人（稼働力2人）です。経営面積は0aで、初めての農地取得になります。3条調査項目により報告します。1番2番（通作距離）：10m、1分です。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：贈与ですので0円です。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：管理機他。8番（取得農地の利用計画）：ニンニク・大根・ピーマン等を作付けされます。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 次に調査番号3番について、私から調査報告します。

（調査番号3）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人（稼働力2人）です。現在の経営面積は0aで初めての農地取得になります。申請地の隣ということで今回取得されます。3条調査項目により報告します。1番2番（通作距離）：10m、1分です。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：全部で30,000円です。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：鎌ぐらいしか持っておられませんが、ご兄弟が近くで農業をされていますので、その際は機械を借りられます。8番（取得農地の利用計画）：キャベツ・人参・しそを作付け予定です。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 次に調査番号4番について、1番委員から調査報告をお願いします。

1番 （調査番号4）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手方の要望です。申請人は親戚関係にあたり、使用貸人が高齢で施設に入ることに伴い農地を管理してもらおうとのことです。使用借人の経営内容について報告します。家族6人（稼働力1人）です。経営面積は0aとなっていますが、豪雨災害に伴い遊水地として処分されたとのことで、農業の経験はあられません。3条調査項目に

より報告します。1番2番（通作距離）：10km、23分ほどかかるということです。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（貸借価格）：使用貸借ですので0円です。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：貸人がトラクターやミスト機を所有されていますので、それを使わせてもらうということです。8番（取得農地の利用計画）：自家用野菜を作付けされます。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますということです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 それでは、調査報告が終わりましたので質問のある方は挙手の上お願いします。質問もないようですので、採決に移ります。調査番号1番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。調査番号2番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。調査番号3番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。調査番号4番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。議第17号案農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第17号案農地法第5条の規定による許可申請について（朗読）

議長 調査番号1番について私から調査報告をします。

（調査番号1）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は資材置き場及び駐車場です。5条調査項目により報告します。1番（農地区分）：3種農地です。2番（着工時期）：許可後から着工されます。3番（資金調達）：全額自己資金です。4番（転用面積）：問題なし。5番（周囲の承諾）：問題なし。6番（公衆衛生）資材置き場ですので問題ありません。7番（防除措置）土砂の流出は、高低差が無く問題ないと思われませんが、問題が発生した場合には対応していただきます。8番（日照通風）問題なし。9番（小作地か）問題なし。10番（農振法）：農用地区域外です。価格については、全部で1,500,000円です。以上で調査報告を終わります。

それでは、調査報告が終わりましたので質問のある方は挙手の上お願いします。無いようですので、採決にうつります。調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。

次に議第18号案 農用地利用集積等促進計画についてを議題とします。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第18号案農用地利用集積等促進計画について（朗読）
今回、所有権移転が4件、利用権設定が17件となっております。
利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。
（1番～17番適格の報告あり。）

議長 質問のある方はいらっしゃいませんか。それでは、農用地利用集積等促進計画について異議のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）それでは、適格といたします。
次に報告第5号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約についてを議題とします。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について（朗読）
資料のとおり適切に合意解約されていることを報告いたします。

議長 次に本日お配りしている追加議案です。事務局より説明をお願いします。

事務局 議題19号案 錦町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について（朗読）別添資料 錦町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」をご覧ください。これは、令和4年4月10日に策定されていまして、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うということになっております。本来であれば、今年の4月に見直しても良かったんですが、基本構想が7年度中に改正されるというのは聞いておりましたので、そこを踏まえた上で今回改正を提案させていただくものです。

改正内容としては、文面は扱っておりません。赤字が改正したところになります。

2ページ 遊休農地の解消目標 左側の目標設定年度については、現状は8年5月、3年後として11年4月、最終は13年3月としております。これは基本構想の集積目標年度に合わせています。

管内の農地面積は、国が発表している1580haを記載しています。内訳は田が1140ha、畑が440haという内訳で公表されております。

令和8年3月末での遊休農地面積は1.9haで管理しています。

次に担い手への農地利用集積目標ですが、現状は3月末で出された集積面積を記載しています。集積率は62.7%、令和6年末は61.6%でしたので集積は進んできています。12年度末で70%という基本構想が変更されましたので、そちらにあわせました。これまでは80%という高い目標でしたので、現実的な数字かと思えます。

次に担い手の育成・確保ですが、総農家数の現状は2020年農林業センサスの数字です。担い手欄は、集積率算出に用いた数字になります。錦町の認定農業者は128、町村をまたがって営農をされる方は、広域ということで県の認定になりますが、広域の認定農家が34の計162となります。認定新規就農者は県の補助を受ける新規就農者が3、基本構想に達する所得があつて、認定農業者になられていない基本構想水準到達者が74、集落営農組織が6で主業農家数は245です。担い手については、現状維持ということで目標も同じ数字を入れています。

次に新規参入の促進目標については、年度のみの訂正となります。

議長 ご質問等はありませんか。それでは、これをもちまして5月総会を閉会いたします。

終了後、売買案件担当決め

農地利用最適化交付金最適化活動実績報告

くまもと3R e運動について（アンケート）

農地集約化促進事業について説明

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年5月11日

農業委員会会長

6 番 農 業 委 員

7 番 農 業 委 員
